

四日市市告示第211号

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市特例子会社設立事業費補助金交付要綱（平成28年4月1日告示第215号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内における特例子会社の設立等を促進し、障害者の就業機会の拡大を図るため、市内に特例子会社を<u>設立し、又は市内に特例子会社の支店等を開設しようとする事業主等</u>に対し、その会社設立に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することに関し、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) <u>常用労働者 週当たりの所定労働時間が20時間以上であって、次のいずれかに該当する者をいう。</u></p> <p><u>ア 期間の定めがなく雇用される労働者</u></p> <p><u>イ 期間を定めて雇用される労働者のうち、雇用期間が随時更新されることにより、実態としてアに規定する労働者と同様の状態にあると市長が認めるもの</u></p> <p><u>ウ 日々雇用される労働者のうち、雇用期間が日々更新され、実態としてアに規定する労働者と同様の状態にあると市長が認めるもの</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、市内における特例子会社の設立等を促進し、障害者の就業機会の拡大を図るため、市内に特例子会社を<u>設立しようとする事業主</u>に対し、その会社設立に要する経費の一部を、予算の範囲内において補助することに関し、四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p>

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、補助金の交付を受けようとする年度において、次に掲げる条件を満たす親事業主又はその特例子会社の事業主とする。

(1) 市内に特例子会社を設立し、又は市内に特例子会社の支店、営業所、事業所等(以下「支店等」という。)を開設すること。

(2) 前号の特例子会社の支店等において5人以上の障害者を常用労働者として新たに雇用する予定があること。

第4条 (略)

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の100分の50に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)とする。ただし、150万円を限度とする。

(計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第44条第1項の認定を受けて特例子会社を設立又は支店等を開設しようとする概ね6か月前までに、四日市市特例子会社設立計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2から4まで (略)

(交付の申請等)

第7条 申請者は、特例子会社の認定日又は特例子会社の支店等の開設日(以下「認定日等」という。)が属する年度内において、認定日等から起算して30日を経過した日又は認定日等の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、法第44条第1項の認定を受けて、市内に特例子会社を設立しようとする親事業主とする。

第4条 (略)

(補助額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の100分の25に相当する額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)とする。ただし、150万円を限度とする。

(計画書の提出等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、法第44条第1項の認定を受けて特例子会社を設立しようとする概ね6か月前までに、四日市市特例子会社設立計画書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

2から4まで (略)

(交付の申請等)

第7条 申請者は、特例子会社の認定日(以下「認定日」という。)が属する年度内において、認定日から起算して30日を経過した日又は認定日の属する年度の末日のいずれか早い期日までに、四日市市特例子会社設立事業費補助金交付申請書兼実績報告書(第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)から(8)まで (略)

(算定期間)

第8条 補助金の算定期間は、第6条に定める計画書の提出の日から最長1年間とし、認定日等までの期間とする。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

(1)から(8)まで (略)

(算定期間)

第8条 補助金の算定期間は、第6条に定める計画書の提出の日から最長1年間とし、認定日までの期間とする。

附 則

(有効期限)

2 この要綱は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定のあった補助金については、この要綱の規定は、この要綱の失効後も、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。